

令和3年第3回
教育委員会臨時会
会議録

令和3年4月28日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年第3回教育委員会臨時会	
開 催 日 時	令和3年4月28日（水） 開会時刻 午前11時1分 閉会時刻 午前11時30分	
開 催 場 所	朝霞市役所 501会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和3年第3回

教育委員会臨時会

令和3年4月28日(水)
午前11時01分から
午前11時30分まで
朝霞市役所 501会議室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 そ の 他
- 4 閉 会 宣 言

出席者

教育委員会教育長	二見陸久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

説明のための出席者

学校教育部長	金子二郎
生涯学習部長	神頭勇
学校教育部次長兼教育総務課長	斎藤勉
学校給食課長	杉西恭子
学校給食課長補佐	有馬政浩
学校給食課専門員兼給食係長	池田房江
学校給食課管理係長	大貫智明

事務局

教育総務課長補佐	山本雅裕
教育総務課教育総務係長	古瀬聖将

会議資料

- ・朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における賞味期限切れドーナツの提供に関する事故報告書（案）
- ・朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における皿うどん喫食による事故報告書（案）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから、令和3年第3回朝霞市教育委員会臨時会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、高橋委員にお願いしたいと存じます。

次に、本日の議事でございますが、その他として協議事項が1件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当する者はございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

今回、その他として協議する「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」につきましては、検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。

非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針第6条第1項により、会議を非公開とすることができることになっております。従いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、議事を非公開とすることを御提案します。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより採決いたします。

その他として協議する「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、その他として協議する「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」につきまして、非公開で行うことに決めます。

◎3 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

これから協議する「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」以外に、その他として事務局又は委員の皆様から何かございますか。

それでは、「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」以外のその他を終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

(暫時休憩)

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」協議を行いたいと存じます。

事務局、説明をお願いします。

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書について」につきまして、学校給食課が説明いたします。

報告書は学校・委託事業者・納入事業者と協議を重ねるとともに、保護者説明会や市民からの意見を受け止めたうえで、専門家からも助言をいただきまとめたものでございます。

まず、賞味期限切れドーナツの提供事故につきましては、3月10日に6年生のクラスで実施しましたリクエスト給食で、学校給食会から納品されたドーナツ25個のうち、5個の賞味期限が1年ほど過ぎており、2個が食された事故でございます。食した児童は、食後から健康状態に異常は認められておりません。納入業者の学校給食会、検収を行った調理業務委託事業者ハーベストネクスト株式会社との事情聴取を行うとともに、食材の検査をいたしました。検査結果は、資料として添付してございます。

また、学校給食会、第五小学校、共に保健所から立入検査を実施しております。こちらも資料に付けてございます。

4ページを御覧ください。

4の事故原因と課題では、原因は、学校給食会は、今回提供された賞味期限切れのドーナツは、新しい商品の拡販用のサンプル品で、誤って取扱食品棚に混入し、出荷時に担当者が端数5個の賞味期限を確認せずに出庫していました。また、委託事業者が検収時に、正箱の20個の賞味期限のみを確認し、端数は正箱と同日と思い確認を忘れていました。

それらを受け、5ページに、それぞれの再発防止策を並べました。

まず、学校給食会は1点目として、品揃えの際は、2人で賞味期限の確認を行う。納品時は、配送担当者と検収担当者と相互に賞味期限等の確認を行う。

2点目として、食材の管理対策として、取扱食品とサンプル食材の区分保管を明確にし、学期ごとに行っていた棚卸を月1回の頻度に変更。廃棄処分には、責任者が点検確認を行う。

3点目として、関係自治体との連絡体制についてと、職員等の検収体制を見直ししました。

次に、委託事業者には、検収方法について市の基準に合わせて実施するとともに、チェックリストに記載漏れがないように指導しました。

第五小学校では、納品チェックリストの内容と検収室内にカレンダーを表示する改善を行っております。

最後に、教育委員会では事故の発生を受け、学校給食課で作成している「学校給食衛生管理・作業マニュアル」の検収方法の再確認を行いました。今後は、課の衛生委員会で、検収の具体的な手順について再検討を行ってまいります。

ドーナツについては、以上でございます。

続きまして、皿うどんの喫食による事故についてです。

皿うどんの喫食による被害状況は、2ページの「怪我の状況」にありますように、児童47人、教職員1人の計48人が、歯が欠けるなどの報告がありました。

怪我をした児童は被害の程度により、保護者の判断で医療機関を受診し治療を行っています。また、事故後、学校において児童の健康観察を行っており、新たな申出や相談があった場合には、丁寧に対応をすることとしています。現在のところ新たな申出等はありません。

5ページを御覧ください。

事故の原因と課題では、今回の事故は、麺を低温で長時間揚げたことが直接的な原因ですが、そこに至るまでには様々な要因が関係したことが伺えました。

まず、(1) 献立内容による調理員への負担です。今回の献立は全てが手作りで、全体的に手間がかかるメニューでした。事故を起こした皿うどんは、現在の委託業者になって初めての献立で、負担が大きかったと考えられました。

(2) 打合せ時の詳細確認等の不徹底。打合せでは、調理開始時間の確認はしていたものの、詳

細確認がなされていなかったことが分かっています。

(3) 栄養士と調理員との連絡体制。当日は、提供時間に間に合わせることで混乱していたことから、作業工程を変更することを栄養士に報告することが困難であったことが伺えました。

(4) 検食を含む出来上がりの確認体制。当日の検食分の麺は5分程度揚げたもので、硬いとは感じていたが停止するまでとは思わなかった。調理員が出来上がりの確認をしていなかったことなどにより、児童が喫食するまで麺が硬いことを誰も認識していなかったことが分かりました。

これらを受けまして、6ページの再発防止策をまとめました。

まず、(1) 献立作成のルール作り。安全な給食の提供を重視した献立作成のルールとして、これまで学校給食センターの献立で実施していた調理員も含めた献立内容の確認の際に、自校給食室の献立についても併せて行うことで、調理員の負担等について確認を行うことや献立に新しいメニューを取り入れる際には、使用食材の規格や作業動線を考慮し慎重に検討をすること等について規定するとしました。

(2) 事前打ち合わせの見直し。事前の打ち合わせは、栄養士と調理員の共通認識を深め、双方の認識の差をすり合わせることを確認し、不明点を残さないよう調理指示書を改めました。

(3) 栄養士等との連絡相談体制の見直し。給食調理は不慮の事故が起こり得るものでもあることから、栄養士による調理上の適宜の確認を徹底することとし、栄養士、調理員間の連絡体制を再確認しました。

(4) 検食及び栄養士、調理員による味見のルールの厳格化。検食における国等の定めるルールを厳守し、気になる部分があった場合には、これを栄養士又は調理責任者に確認し、安全が確認できない場合には迷うことなく提供停止の措置を行うこととしました。

(5) 教育委員会職員による定期的な巡回の実施。教育委員会所属の調理主任等が定期的に現場に立入り、自校給食室点検表に基づき調理手順や衛生管理等について確認を行い、改善すべき事項は、教育委員会から委託業者に要請します。

その他に、(6) 確実な研修実施の確保、(7) 学校・委託事業者・教育委員会による協議の場を設置します。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○二見教育長

ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

まず、ドーナツの方で聴きたいことですが、先ほど説明がございました再発防止策の中に、サンプル品の区分保管を明確にし、サンプル品棚にはサンプル置き場のプレートを設置したということで、こちらの報告書にございますが、棚を分けただけですと、例えばそれを出したときに、また本来の物と一緒にになってしまったりとか、そういったことも考えられますので、サンプル品自体に「サンプル」という表示をするようなことはできないのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

後ろに添付してございます資料の部分をちょっと御覧いただきたいんですけども、資料のところがページ数が振ってなくて申し訳ないんですけども、学校給食会の熊谷の保健所に送りました文書で、写真が付いているところの1枚前のページになるんですが、こちらの5の(2)の(ア)のところなんですが、サンプル品を入れるポリ袋は色付きに変更しましたということで、サンプル品と分かる表示を考慮したという経過がございます。

○平木教育長職務代理者

サンプル品を入れる袋ということですね。そうすると、その袋から出してしまった場合は、また分からなくなってしまうと思うんですね。サンプル品は、例えば冷凍の物なんかですと、冷凍庫から出して何か作業されたりとかして、また冷凍庫に戻したりとかすると、やっぱりもし混ざってしまっても賞味期限が大丈夫だとしても品質的に問題が生じるかと思えますし、やはり混ざってしまうとまずいと思いますので、物自体に表示することが一番こういうことを防げるのだと思うのですが、そういうことが可能かどうかということ、ちょっと検討していただけたらと思います。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

今頂いた御意見につきましては、学校給食会の方にお話して、対策は取れるように確認したいと思います。

○平木教育長職務代理者

学校給食会もそうなんですけども、ただそれができなかったときに、市の方で例えば「サンプル」というシールを作って貼るとか、その物に油性のマジックで「サンプル」とか書くとか、何かそういうこともできるのかなと思うので、その辺も併せて検討していただけたらと思います。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

本来であればサンプル品というのは、正規品ではございませんので、給食として提供されることはございません。それで、今回のことを受けまして、学校給食会としては、サンプル品は、要は正規品が発注された時点で全て廃棄するという形になりましたので、混ざることがないようにということで管理をされております。

○平木教育長職務代理者

今回混ざってしまったんです、そのサンプル品が。なので、今後もそういう防止の策を書いておりますけれども、それではなくて、その物にマークを、しっかりサンプルと分かる表示ができないんですかということなんです。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

今頂きました御意見につきましては、学校給食会の方にお話をさせていただきたいと思っております。

○二見教育長

まず、ドーナツの方で区切って、ほかに御質問等ございますか。

よろしいですか。

では次に、皿うどん喫食による事故報告書についての御質問ある方お願いします。

上野委員。

○上野委員

報告書の中のまず1ページの「はじめに」というところの5行目なんですかね。「保護者説明会や市民からの意見等を真摯に受け止め、再発防止策を検討してまいりました。」という記述がありまして、今度6ページに行って、ここに再発防止策がありますけど。まず市民からの意見というのが、どのような意見があったのかを教えてくださいたいのと、その意見から再発防止策に生かされたのかなというのをちょっと教えてくださいたいです。

○二見教育長

答弁をお願いします。

学校給食課管理係長。

○事務局・大貫学校給食課管理係長

市民から頂いた意見としまして、皿うどんの揚げすぎというところで、検食した人間がですね、

大丈夫だと言っていたんだけど、そういった主観で判断するのがよろしくないんじゃないかという意見も頂きました。そういったところも踏まえまして、検食のルールをですね、国や県で定めているものがありますので、そこを共通認識といたしまして、事故になりそうなものに関しては、迷いなく中止をするということを盛り込んでおります。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

○上野委員

今の検食というのは、再発防止策のどこのところを読めばいいんでしょうか。

○事務局・大貫学校給食課管理係長

7ページの(4)になります。

○上野委員

分かりました。

○二見教育長

その他、御質問ありますか。

平木職務代理人。

○平木教育長職務代理人

2ページ目の「怪我の状況」についてでございますが、今まで私たちが御報告を頂いていた人数から大分増えている状況なんですけど、この中に「口内の怪我」というのがございますが、この辺はどの程度の怪我なんでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

こちらは学校の方から頂いている内容によりますと、口の中が傷ついたとか、口の中をちょっと切ってしまった。あとは唇の裏側に傷がついたという形ですね。あとは、口の中を切って血が出たとか、そういう内容になります。

○平木教育長職務代理人

ということは、軽症ということでございますね。そうしますと、こちらの報告書を出すことになると思うんですが、これを見たときに「口内の怪我」とか「唇の怪我」だけの表示で、とても重たくとか、これ自体がとても重たいことなんですけど、軽症か、あるいは、もっと出血がひどくて縫合が必要だとか、そういう方まで考えが至ってしまう場合があるかと思っておりますので、この件については、もう少し状況をこちらに盛り込んでいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

実際に件数が20件ございますので、細かく記載するのは非常に煩雑になりますので、ちょっと記載の方法は工夫したいと思いますが、全部について書くことは難しいので、今の平木職務代理者がおっしゃったように、要は重症ではなかったという部分が分かるような形で記載方法を考えたいと思います。ありがとうございました。

○高橋委員

受診していないんですね、いずれも軽症ですもんね。受診には至っていないという、そういうこと。

○説明員・杉西学校給食課長

そうですね。

○二見教育長

補足ありますか。

○説明員・杉西学校給食課長

「口内の怪我」の方は、いずれも医療機関を受診していないということがありますので、そのような記載の仕方をちょっと工夫したいと思っております。

○二見教育長

その他、質問、御意見ございますか。

森島委員。

○森島委員

7ページの「事前打ち合わせの見直し」というところなんですけれども、打ち合わせは十分な時間を取り行うとか、双方で細かく指示ができるものに改めるというところなんですけれども、これは具体的に、どのタイミングでとか、今までどのように改善するのかというところを教えていただければと思います。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

こちらにつきましては、資料としてはちょっとお配りしてなかったんですけれども、今まで使っていた調理指示書には、注意事項を書く欄というのがほとんどない形で作ってございまして、ないということは、その部分を口頭で説明するという形を取っておりました。これですと、聞いたか聞

かないかというのが分かりませんので、今回こちらが第八小学校で使っているパターンなんですが、指示内容とか作り方とか注意事項を、しっかり書ける物に指示書を変えさせていただきました。これを第八小学校だけでなく、第四小学校も第五小学校もこの形を使って、要は、ここにあることを双方で最後まで確認をするという形で改めさせていただきました。

以上でございます。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

双方で確認する時期というかタイミングというか、どのような形で今まで行われていたんでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

今までもやってきているんですけども、調理をする前の週に一週間分の指示書を持って打合せをしておりました。この事故が起きた後も、そのパターンは崩していないんですけども、そこで使う指示書を改めさせていただいたという形で、双方に認識の漏れがないように工夫させていただいております。

○二見教育長

その他、御質問等ございますか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

今回ですね、このドーナツと皿うどん、二日続けてこのようなことが起きてしまったというのは、とても大変なことだと思いますし、こちらの報告にも、責任は教育委員会にありと重く受け止めておりますという言葉もございます。自校式給食も第八小学校も始まって3校になりますので、今後こういったことが起きないように、しっかりと教育委員会も、こちらに定期的な巡回とございますが、しっかりとチェック機能を果たして行かなければいけないのかなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

しっかり取り組んでまいります。ありがとうございます。

○二見教育長

他に、御質問、御意見等ございますか。

では、御質問、御意見等がございませんので、「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書」について協議を終了し、この内容、今の御意見を頂いた内容も踏まえて、最終的な確認をしていくことでよろしいでしょうか。

では、以上で「朝霞市立朝霞第五小学校学校給食における事故報告書」についての協議を終わります。

それでは、その他を終了します。

◎4 閉会

○二見教育長

ここで会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和3年第3回朝霞市教育委員会臨時会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。